

水質総量削減制度について（概要）

1 概要

〔目的〕 東京湾などの閉鎖性水域において、排水濃度規制に加えて、水域全体の汚濁負荷の総量の計画的削減を図る制度

〔計画等の策定〕

国（５年ごとに改定）	都
「総量削減基本方針」の策定 COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量の都府県別の削減目標量や削減に関する基本事項等を示す。	「第９次総量削減計画」の策定 発生源別の削減目標量や目標達成の方途を示す。
総量規制対象事業場に対する業種ごとの「総量規制基準に係る濃度の範囲」の告示（上限値・下限値）	「総量規制基準」の設定 → 国が定める範囲内で設定

〔対象項目〕 化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量、りん含有量

2 総量削減計画（答申）の概要

<資料１>

(1) 都内（東京湾流域地域に限る）から排出される汚濁物質の削減目標量
(単位：トン/日)

	令和６年度 (目標年度)	令和元年度 実績値
化学的酸素要求量（COD）	４６	４５
窒素含有量	５８	５８
りん含有量	５．０	５．０

(2) 主な施策

再開発等に伴い一部地域で人口増加が見込まれる中、気候変動対策や資源循環に配慮しつつ、以下の対策に取り組み、負荷削減に努める。

- ・下水処理場におけるデジタル技術を活用した水処理の最適化等による水質改善と省エネルギーの両立を図る運転管理、準高度処理等の導入
- ・合流式下水道の改善
- ・総量規制基準適用事業場における基準遵守の徹底 など

(3) その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

生物多様性の恵みを受け続けることのできる豊かな海の創出に向け、多様な主体と広く価値観を共有・連携し、以下の取組を行う。

- ・ 都内初のラムサール条約湿地として登録された葛西海浜公園に代表される干潟の保全や水質モニタリング調査など、多様な生物の生息空間としての水辺環境の保全・改善
- ・ 底質汚泥の除去等 など

3 総量規制基準（答申）の概要

＜資料2＞

総量規制基準（事業場ごとに一日に排出が許容される汚濁物質の総量）

＝ 各事業場の一日の排水量 × 該当業種の基準濃度（C値）

○ C値は、環境大臣が215業種を対象に、それぞれの上限值及び下限値を定め、知事がこの範囲内で設定

○ 国は、一部のC値の上限值を引き下げる改正、昨年10月に告示

○ 4業種（写真感光材料製造業、金属製品製造業、精密機械器具製造業及びその他の業種区分に属する業種）のCODについて、実態に合わせてC値を見直し、その他についてはC値を据え置く。

4 スケジュール

令和4年2月2日 東京都環境審議会への諮問



令和4年2月14日 水質土壌部会における審議①



令和4年2月28日 計画案及び基準案に対する意見募集
～3月29日 [結果] 応募件数 3件



令和4年4月22日 水質土壌部会における審議②



令和4年5月24日 東京都環境審議会における審議（答申）



令和4年5月以降～ 区市町村長への意見聴取



令和4年7月下旬～ 環境大臣協議



令和4年9～10月 「第9次総量削減計画」公告、「総量規制基準」告示